

令和6年度第2回八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 会議録（要約）

■開催日時：令和6年10月28日（月） 午後2時～午後4時

■場 所： 八尾市社会福祉会館2階 集会室

1. 第4期八尾市障がい者基本計画後期計画 分野1～分野3の取り組み案について

【委員】

発達障がい児支援センターの項目削除は、障がい児通所支援に集約するということか。

現場の状況を見るに発達障がいの人たちに関する理解が一番課題となっていると思う。「発達障がいを含む障がい児」という表現をすると、他の「障がい児」や「障がい者」という部分に「発達障がい」が含まれないという風に見られてしまわないか。もう少し発達障がいに関する記載が必要ではないか。

【委員】

6ページの「災害時要配慮者の避難支援体制の充実」について、社協はまち協や福祉団体を通じて講習会を開催してもらっているが、本当の目的は地域に障がい者が住んでいるということを再認識して欲しいということ。社協には力を入れて取り組んで欲しい。

【委員】

災害時に関する取組については、市と一緒に連携して取り組んでおり、情報提供のあり方をどうするのか議論しているところである。個別避難計画を地域に渡すことがまだスムーズにはできていない状況がある。これについては時間がかかりすぎだというご指摘もあるが、地域で動けるようにしようと市とともに取り組んでいるところ。講習会は引き続き行っていく。

【委員】

実際に大きな災害発生時には、情報提供の同意や回答が無い方をどう救っていくかという点が非常に難しいと思う。同意を拒まれる方のデータがある程度市の方で確保しておく必要がある。

【委員】

支援を受ける側からすれば、自分の状態をどこまでわかってくれているのかがわからないような人が来たら、不安で任せられない。個別避難計画を作ったならば、せめて1回でも逃げ方などをシミュレーションして欲しい。

【委員】

6ページの「地域における顔の見える関係づくりのため、（中略）講習会を行う」というのが、腑に落ちない表現である。

また、障がい児通所支援のところの「発達障がいを含む障がい児」という表現は、特にひっかからなかった。

【委員】

9 ページ心の健康相談のところ「うつ」という表現があるが、厚労省は「気分障がい」という表現を使っていると思うので、それに合わせた方が良いのではないか。

【会長】

様々な意見が出たが、事務局から回答をお願いしたい。

「発達障がいを含む」という表現について、「～を含む」と言えばその語が強調されるものであると思うので、個人的には特に気にならなかった。

【事務局】

「発達障がい児を含む」という部分は、元々「障がい児通所支援」のところに発達障がい児も含まれてはいるが、特に強調したいという思いからこのような表現にした。「発達障がい児センター」については、児童福祉法の改正前後頃に市として特出しした事業であるが、その後の法改正や民間のサービス事業所が増加していること等の時勢に合わせた形として、「障がい児通所支援」というサービス全般の中で、「発達障がい」のことを特出ししながら、しっかり支援していくという表現を端的にまとめたかったという意図がある。違和感があるということであれば変えていくべきだとは思いますが、私どもとしては、これで特出しをして、読んでいただいた関係者以外の方々にもしっかりとご認識いただきたいという意味を持たせた記載である。

【委員】

そうであれば障がい児通所支援ではなく、児童発達支援センターのところにに入れてはどうか。強調したいのであればそこに入れるべきではないかと思う。

【会長】

この件については、会長・副会長と事務局で検討する形で預からせていただくという形でお願したい。

緊急時に同意されてない方はどうするか。生命の危険等がある場合は個人情報保護の適用対象外という認識でよろしいか。

【事務局】

お見込みのとおり。個別避難計画に関する同意とは、平時から地域の方へ情報提供することへの同意である。我々は不同意の方もデータとして把握しているため、緊急時にはそのデータを活用して支援をする。

【会長】

6 ページの「地域における顔の見える関係づくりのため」の直後に「講習会」を持ってくるのは合わないではないかという意見があったがいかがか。

【事務局】

ここは事務局としても非常に悩ましいところであった。地域における顔の見える関係づくりには、地域の方のご同意が要る。資料の5 ページ「現状と課題」の最後に「自助及び共助に対する意識啓発が重要です」と書かせていただいたのは、やはり自助・共助の部分で同意をしていただき、個別避難計画の作成等で自助の意識を高めていただき、また、共助の部分として、ご近所の方の見守り体制を強くしていきたいという思いがあるが、同意者リストを含めて、なかなか地域の方に受領いただけていない。それは、「これは重たいのではないのか」等のいろいろなご意見がある中で、時間がかかりながら進めているが、具体的なことは書ききれなかったというところがあり、悩みながら書いたというのが本音である。

【会長】

地域の方による見守りというのも、何も構えていただく必要はなく、例えば朝の学生の登校時間に庭の手入れをするというようなことも一つの見守りであるように、地域における顔の見える関係づくりというのも、散歩する時にあいさつするなどでも良い。

行政としてはこの表現以外書きようがないということだろう。

【委員】

「地域における顔の見える関係づくりのため、」という文言を外しても良いのでは。それでも後の文章は成り立っていると思う。「地域における顔の見える関係づくり」とは大きなテーマであるので、あまり軽く使わない方が良いと思う。

【委員】

「地域における顔の見える関係づくりのため」と書くと、講習会の実施でできるのかと思ってしまうし、講習会以外にもいろんなことをしないといけないので、削除しても良いのでは。

【会長】

では、「地域における顔の見える関係づくりのため、」という文言を削除する。残った部分をそのままにするのか、または少し変更するかは会長・副会長と事務局で考えるということが良いか。

【委員】 <異議なし>

【委員】

15ページの相談支援事業が一番難しいと思う。現代は、関わりたくない、関わって欲しくないという人が多い。視覚障がい者の妻がいる老夫婦が入水した事件が過去にあったが、どこかに相談し、支援機関につながっていればそうはならなかったはずである。この基本計画をいかに市民に知ってもらえるかが一番大事だと思う。

【委員】

17ページ住環境の整備について。「住宅セーフティーネット制度」を入れてもらっているが、この文言だけでは何のことかわかりづらいのではないと思う。簡単に説明も含められたら良いのでは。それが難しければ、用語説明の箇所で説明するなど。というのも、居住支援という取り組みで、福祉全体としても、少し重点的に取り組んでいこうという方向性があるので、もう少し、障がい福祉の分野でも頭出ししても良いのではないかと感じた。

【会長】

確かに、単にバリアフリーのこのみならず、入居時の保証人の問題や、入居後の改装可否の問題などもある。

【委員】

12ページの生活支援の現状と課題について。「親なきあと」という表現では具合が悪いと考えられて「親あるあいだ」を入れたのかと思うが、逆にややこしいのではないかと感じた。障がい者の問題が親を軸に考えられているのがとても引かかかっていて、障がい者自身の自立の話だと思う。個人的には「自立に向けて」という文言を入れるのが一番すっきりすると思う。本人の自立が進めば親の自立生活も達成できるので、その関連性は考えていて欲しい。あえて「親あるあいだ」という言葉は使わなくて良いのではないか。

【会長】

この「親あるあいだ」という文言は、今年の2月のワーキング会議でのお話を踏まえてのことかと思う。その点はまた事務局から説明があるかと。

【委員】

12～14ページの生活支援のところの居住系サービスの確保について。国の意向としてグループホームでの生活を推進しようとしていると思うが、強度行動障がいがあるとグループホームに入れない。どこも断られてしまう。施設入所支援が全然進んでいないのではないか。行動に障がいがあると、他の地域に行かなければいけない。八尾は結局どこも受け入れてくれない。そういう点も考えていただきたい。

【会長】

文言を変えるべきという意見か。

【委員】

基本計画の中で強度行動障がいに関する記載はあるが、具体的な支援が何も記載されていない。支援の内容が全く見えてこない。

【委員】

他の委員のご意見を聞いて「親あるあいだ」という表現について、「障がい者の自立」という視点で書いた方がより良いと感じた。

強度行動障がいの方への支援として、私どもの施設でも受入れなどはなかなか十分なことができていないということが確かにある。生活介護では受入れができていても、短期入所などのレスパイトにつながるサービスはなかなかうまく調整出来ておらず反省しきりであるが、家族との話し合いなども少しずつやっていけたらと思う。

【委員】

「親あるあいだ」に決めたくても決められない方が大半だと思う。それも踏まえて考えていただきたい。思いを繋ぐノートなどのツールは良いと思うが、それを見てくれる人がどこにいるのか。強度行動障がいのある甥は、他害があるので通所施設を出された。その後の支援はなかった。それで困っている親がおり、計画に盛り込むことは難しいかもしれないが、そういった現状を把握したうえで計画を作って欲しい。

【委員】

15ページの相談支援事業について。対象が「障がい者や障がい者の保護者等」になっているが、保護者以外の家族の支援も必要なので「保護者等」を「家族等」に変更するのはどうか。

【会長】

意見をまとめると、1つめに、相談事業をいかに障がい者に知っていただくか。もしくは計画をいかにアピールしていくか。

2つめに、居住支援の項目の頭出しと住宅セーフティーネットの用語説明をしてはどうか。

3つめに、「親あるあいだ」等の表現についてどうするか。ちなみに、親がここまで出てくるのは日本の特徴である。東アジアの特徴と言ってもいいと思う。

【事務局】

相談事業について、どう広報していくかは課題であり、正確に書くのは難しい点もあるが、しっかりとやっていきたいと思う。

住宅の居住支援の話は、市をあげてやっていこうとしているので、もう少し膨らめますなど、わかりやすい表現に変えたいと思う。

「親あるあいだ」という表現について。市の重点施策として障がい者の自立ということをし、いろいろな方にわかりやすい言葉として「親なきあと」という表現を使わせていただいた。ご家族が亡くなった後のことを、ご家族がいらっしゃる間に考えていただくことが非常に重要であるところをお話したかったのと、「親なきあとを見据えて」ということがあった。「親なきあと」という言葉については市としては大切に取り組んでいきたいと考えている。ただ、ご意見のあったように「自立」であるとか、いろいろわかりにくいところがあるので、表現としてわかりやすく修正させていただけたらと思う。

強度行動障がいの方をはじめとして居場所がないというお話について、グループホーム一本ではしんどいのではないかとのお話だったかと思う。こちらは国レベルの課題かとは思いますが、グループホーム等のツールを使いながら地域移行を進めるという国の方向性があり、我々も出来る人にはそれが一番理想的かと思うが、その方向性には賛同するものの、現場サイドの相談を聞いている中では、今いる事業所内でトラブル等があり、そのまま居続けることがしんどくなった際には、周りの相談支援事業所等と連携しながら探しているという状況になっている。

また、昨年度策定した障がい福祉計画においては、強度行動障害の方のニーズを把握して取り組みを進めることとなっており、市としても進めていきたいと思っている。国レベルの問題にはなるので、市レベルで何が出来るかというところはあるが、窓口の職員も一番苦労しているところであり、答えをここに書ききることは難しいが、そういった方々がいらっしゃるということを認識しながら各取組を進めていくという点は表現できれば良いかと思う。

【会長】

住宅の件や「親あるあいだ」という表現、強度行動障がいに関する部分について、表現を少し修正することを考えたいということであった。

障がい者基本計画は理念計画の面が強く、どうしても抽象的な表現になりがちである。抽象的な計画なので抽象的な表現で良いというわけではないが、もし書けるとしたら、具体的な支援の部分は次期福祉計画を策定する際にどうするかということが大事になってくるかと思う。

3. 第4期八尾市障がい者基本計画後期計画 分野7～分野10の取り組み案について

【委員】

20 ページの「地域交流の促進」に放課後児童室が入っているが、放デイに行く子が増えていると思うが、その文言がどこにも入っていないので、放課後等デイサービスの充実とか質の向上といったことも含めて入れてもらえないか検討していただきたい。

また、言い忘れていたが、分野6の公園に関する部分に、インクルーシブ遊具の導入というのも加えて欲しい。

【委員】

26 ページの「選挙に参加しやすい環境づくり」だが、東大阪市の投票用紙が視覚障がい

者に配慮されていると新聞に載っていた。どのようなものか聞いて欲しい。

【委員】

19 ページのコミュニケーション支援のところ、20 ページに前回の部会でとりまとめた資料をつけてもらっているが、19 ページにどんな事業を新規にするか等を載せた方が良いと思う。

24 ページ法人後見事業について、「社会福祉協議会が」と書いているが、たしか社福法人もあると思うので修正してもらえたらと思う。

また、成年後見制度の普及と利用支援のところ「制度の周知に努める」という文言になっているが、現場としては市長申立てがなかなか出ないという状況に大変困っているため、もう少し積極的に「市長申立制度を活用して成年後見人の推進を図る」などの表現にしてもらいたい。

【委員】

入院時コミュニケーション支援は市全体ではどれくらい利用されているのか。

【会長】

今出た意見としては、後見人制度の話をもう少し突っ込んで書いてもらえないか、コミュニケーション部会の表は何を新しくしたのか、何を継続かなどわかりやすくした方がよいのでは、放デイの話をもうちょっと入れて欲しい等、5つ6つあったので順番は問わないので事務局からご回答いただきたい。

また、東大阪市の投票用紙が視覚障がい者に配慮されているらしいが、どのようになっているのかということだが、これは選管か何かの方で情報提供してもらおうということによるのか。

【事務局】

まず、投票用紙については選挙管理委員会に確認する。

次に、インクルーシブ遊具についても盛り込みたいと思う。

また、放課後等デイサービスの記載について、20 ページのところは放課後児童室における受け入れ体制の充実の話であるため、もし書くとしたら生活支援の充実の方が良いかと思うので、少しここは考えさせていただきたい。放課後等デイサービスや児童発達支援事業所の質については、行政側としては何をもって質を担保するのかとか、指標というのが難しい。どのような支援をしているか等の情報収集・提供ということは引き続きしていきたい。

コミュニケーションの充実資する取組については、我々としては既存や新規等を表でわかりやすく示したつもりである。ここはあえてこういった形にしたのは、検討部会でしっかりご議論いただいた当時の内容をこれとして、市としては事業所さんや関係者の皆さんとしっかりと進めていくという趣旨で持っているので、できればこれでいきたいと考えている。

法人後見について文言が違うところは修正していきたい。市長申立ての部分は何かしら表現を変えても良いかと思う。

入院時コミュニケーション支援について、重度訪問介護の中で利用できる方は既にされている。そういった方以外でも、入院時にコミュニケーション支援が必要な方に対し、日常的に関わっていただいているヘルパーさんに入っていただけるような制度を昨年秋からスタートしたが、現時点までで利用はない。安心を確保していただくということで構築した制度だが、今のところ利用がないのが現状である。

【会長】

コミュニケーション部会で決めた取り組みについては、必要に応じて別途直接事務局と議論をしていただき、直せるところは検討していただければと思う。

質の保障については、どういうものが良いのかという尺度が作りにくい。なので、各事業所の情報発信などになっていくのかなと思う。